

河 構 審 第 3 号
令和 5 年 3 月 13 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府河川構造物等審議会
会長 渦岡 良介

大深度地下を使用した寝屋川北部地下河川の
シールドトンネルの構築について（答申）

令和 4 年 12 月 26 日付け河整第 1539 号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

大深度地下を使用した寝屋川北部地下河川の整備における「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン」（令和 3 年 12 月、シールドトンネル施工技術検討会）を踏まえた大阪府の調査、設計、仕様書等の作成での対応は、本審議会に提出された資料と説明の範囲において、適切であると判断した。

なお、鶴見調節池の地盤条件は、万一、掘削による地山の空隙や緩み等が発生した場合においても、その影響は地表面まで伝達しにくい地盤であるが、陥没事故が発生するリスクを想定し、適切に施工管理を実施すること。

あわせて、以下の意見を付帯する。

- ・ 工事の実施にあたっては、想定されるリスクに対し、モニタリング手法やリスク対応及びトラブル対応などが適切に施工計画に反映されているか、有識者などに確認をすること。
- ・ 施工管理の中で、異常の兆候が確認された場合や、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある重大なトラブルが発生した場合には、必要に応じて有識者などに意見を求めるなど適切な対応をすること。